## 「IP 防犯ネット」情報 Vol.240 ~犯罪被害防止対策~

平成30年10月17日 石川県警察本部 生活安全企画課



## ストーカー被害で悩んでいませんか? ~すぐに警察へ相談を!~

★ストーカー行為とは、以下の行為を繰り返しすることを言います。

1 つきまとい、待ち伏せ、押しかけ等

例:行く先々で待ち伏せされる、自宅付近をうろつかれる。

2 監視していると告げる行為

例:帰宅直後に「おかえりなさい」などと電話やメールをしてくる。

3 面会·交際要求

例:面会や交際を求めてくる。

4 粗野又は乱暴な言動

例:大声で「バカヤロー」などの粗野な言葉を浴びせられる。

- 5 無言電話、連続した電話・メール・FAX・SNS等例: 拒否しているにもかかわらず、自宅等に何度も連絡をしてくる。
- 6 汚物の送付

例: 汚物や動物の死体などを送りつけてくる。

7 名誉を傷つける

例: 名誉を傷つける文章などをインターネットに掲載される

8 性的羞恥心の侵害

例:わいせつな写真を送りつけたり、インターネットに掲載する

## 【ストーカー被害を防止するために】

嫌だと思うことはあいまいな言葉ではなく、 きっぱりと断ることが大切です。 不安を感じたら警察に相談を!